

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記後、併せてご提出ください。

別添 4 (新規開店特例)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

店舗名 (屋号)	
開業日	令和 年 月 日開業

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】 ※売上高は、飲食部門における消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。

店舗の所在地は、まん延防止等重点措置 **区域外** ですか？
 ※まん延防止等重点措置区域：前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町

(その他区域の場合)

はい

いいえ

1日あたりの売上高は、83,333円を超えますか？
 (1日あたりの売上高 = 開店日から時短営業開始日の前日までの
 売上高総額 ÷ 開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

裏面へ進みます

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり2.5万円です (売上高の証明は不要)。
 以下を記入して支給額を確定してください。

【期間A (5月8日～5月15日)】

25,000円 × 日 = 円

【期間B (5月16日～6月13日)】

25,000円 × 日 = 円

上記内容で申請します

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

円 ÷ 日 × 0.3 = 円

千円単位切上

1日あたり支給単価
 000円

※最大7.5万円

【期間A (5月8日～5月15日)】

000円 × 時短協力日数 (最大8日) 日 = 000円

【期間B (5月16日～6月13日)】

000円 × 時短協力日数 (最大29日) 日 = 000円

上記内容で申請します

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記後、併せてご提出ください。

(重点措置区域の場合)

【期間A (5月8日～5月15日)】

1日あたりの売上高は、**83,333**円を超えますか？

(1日あたりの売上高=開店日から時短営業開始日の前日までの売上高総額÷開店日から時短営業開始日までの日数)

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり**2.5万円**です(売上高の証明は不要)。
以下を記入して支給額を確定してください。

25,000円 × 日 = 円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

① 円 ÷ ② 日 × **0.3** = 円

千円単位切上

④ 000円

※最大7.5万円

④ 000円 × ⑤ 日 = ⑥ 000円

【期間B (5月16日～6月13日)】

1日あたりの売上高は、**75,000**円を超えますか？

(1日あたりの売上高=開店日から時短営業開始日の前日までの売上高総額÷開店日から時短営業開始日までの日数)

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり**3万円**です(売上高の証明は不要)。
以下を記入して支給額を確定してください。

30,000円 × 日 = 円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

① 円 ÷ ② 日 × **0.4** = 円

千円単位切上

⑧ 000円

※最大10万円

⑨ 000円 × ⑩ 日 = ⑪ 000円

上記内容で申請します